

紀北町第3次総合計画及び第3期紀北町総合戦略策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、現行の「紀北町第2次総合計画」および「第2期紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和8年度をもって終了することに伴い、令和9年度から令和13年度を新たな計画期間として、人口減少や少子高齢化といった社会の課題に向き合い、持続可能な社会の実現を目指す「紀北町第3次総合計画」及び、国の地方創生2.0の基本方針に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築した上で「第3期紀北町総合戦略」を策定することを目的とする。

本業務の遂行には、高度な専門的知識、技術力、調査分析力及び豊富な業務経験等を必要とすることから、効率的かつ効果的に策定作業を進めるために、これらの能力を有する事業者が策定支援業務を委託することとする。

この要領は、紀北町第3次総合計画及び第3期紀北町総合戦略策定支援業務について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 紀北町第3次総合計画及び第3期紀北町総合戦略策定支援業務
- (2) 業務内容 「紀北町第3次総合計画及び第3期紀北町総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 見積上限額 11,968,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 公告 令和7年5月27日（火）
- (2) 参加申込書及び質問書提出 令和7年5月27日（火）から
6月12日（木）まで
- (3) 質問書に対する回答 令和7年6月11日（水）
- (4) 企画提案書提出期限 令和7年6月25日（水）
- (5) プレゼンテーション 令和7年7月1日（火）
- (6) 審査結果通知及び契約締結 令和7年7月1日（火）の週

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

いこと。

- (2) 紀北町入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の「計画策定・コンサルティング」に登録されている者であること。
- (3) 参加申込書の提出時において、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。参加申込書等の提出期限から契約締結までの間に国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 過去 5 年において総合計画及び総合戦略それぞれの策定業務契約実績があること。
- (8) 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証を有し、かつ、更新実績が 1 回以上あること。
- (9) 公序良俗に反する利用を行うものでないこと。
- (10) 必要に応じて早急な訪問対応が可能であること。

5 参加申込

- (1) 提出書類：①参加申込書（様式第 1 号）
 - ②会社概要（パンフレットも可）
※業務内容及び従業員数等会社規模がわかるもの。
 - ③契約実績調書（様式第 3 号）
 - ④JISQ15001（プライバシーマーク）取得認定書（コピー可）
 - ⑤国税及び地方税に滞納がない事の証明
（発行日から 3 カ月以内、写し可）
- (2) 提出場所：紀北町役場 企画課
- (3) 提出方法：提出場所に郵送または持参すること
郵送の場合は下記期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで

6 質疑について

質疑がある場合は期限までに FAX もしくはメールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：質問書（様式第 2 号）

(2) 提出書類：FAX もしくはメールで提出すること。

また、送信した際にはその旨を電話連絡すること。

提出先は以下のとおり。

紀北町役場 企画課

FAX 0597-46-5908

kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp

(3) 提出期間：令和 7 年 5 月 27 日（火）から 6 月 4 日（水）午後 5 時まで

(4) 回答期限：令和 7 年 6 月 11 日（水）までに町 HP に回答を公表する。

7 審査資料の提出等について

(1) 提出場所：紀北町役場 企画課

(2) 提出場所：提出書類は下記の①～③とする。

①、②は正本 1 部、副本 6 部、③は 7 部

①企画提案書

②見積書（A4 判、任意様式、業務内訳を記載すること）

※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

③業務実施体制調書（様式第 4 号）

8 企画提案書の作成について

(1) 体裁は原則として A4 判（A3 判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

(2) 「紀北町第 3 次総合計画及び第 3 期紀北町総合戦略策定支援業務仕様書」の内容に基づいた記載とすること。

9 プレゼンテーションについて

(1) 実施日

令和 7 年 7 月 1 日（火）

プレゼンテーションの開始時間及び開催場所は、参加申込書提出期限後に別途通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は 4 人までとする。

(3) プレゼンテーションに要する時間

企画内容の説明を 20 分間、質疑応答 10 分間の計 30 分間とする。

(4) プレゼンテーションに要する機材

パソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること。

（プロジェクター及びスクリーンは本町で準備するので、パソコン等の機器を使用する場合は事前に町に連絡すること。）

10 審査について

(1) 審査方法

提出された企画提案書に対して書類審査及びプレゼンテーションを実施する。表 1 の採点基準を基に行う審査評点の合計点を参考に審査委員会の中で総合的に判断し、優先交渉事業者及び次点者を決定する。企画内容の説明は、企画提案書の内容及び提出書類のみとすること。

表 1:採点基準

評価項目	配点
(1) 策定方針	10 点
(2) 企画内容	30 点
(3) 業務スケジュール	10 点
(4) 実施体制	10 点
(5) 策定実績	20 点
(6) 会社規模	10 点
(7) 見積金額	10 点
合 計	100 点

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者全てに文書により通知する。

(3) 優先交渉事業者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉事業者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉事業者とする。

(4) 提案者が 1 者の場合

提案者が 1 者の場合は、評価基準による総得点が総配点の 6 割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を優先交渉事業者として決定する。

11 その他

(1) プロポーザルに参加する者は優先交渉事業者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に意義を申し立てることはできない。

(2) 企画提案に要する経費については参加者負担とする。

- (3) 提案、その他手続きにおいて、用いる言語は日本語、通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。
- (4) 提出書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。提案事業に係る公文書開示請求があった場合は、紀北町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提案のあった企画提案書等については、審査結果に関わらず返却しない。
- (6) 次の各号に該当した場合、提案は無効とする。
 - (ア) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき
 - (イ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
 - (ウ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき
 - (エ) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
 - (オ) 提出書類に虚偽の記載をした場合

12 問い合わせ先

紀北町役場 企画課（担当：喜多）

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

TEL：0597-46-3113

FAX：0597-47-5908

E-mail: kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp